

【別紙】電気需給約款（特別高圧） 新旧対照表
 小売電気事業者：王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

（色付き部分が変更箇所）

※主な変更点を記載しております

旧	新
I 総則	I 総則
2 電気需給約款の変更等	2 電気需給約款の変更等
<p>(1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p>	<p>(1) 一般送配電事業者または電気事業法第 2 条第 1 項第 11 号の 3 に定める配電事業者（以下総称して「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款その他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、市場環境を含む電力調達環境の変動または経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定めて変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、需給契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p>
<p>(2) 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本約款の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。</p>	<p>(2) 本約款その他の供給条件（以下「本約款等」といいます。）の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本約款等の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。</p>
<p>ハ 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条</p>	<p>ハ 上記にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給</p>

<p>件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。</p>	<p>条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。</p>
<p>(3) お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等、本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合には、当社お問い合わせ先までその旨を要求していただくものとします。</p>	<p>(3) お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、供給条件に関する契約締結後の書面交付については、遅滞なく当社が適切と考える方法によりお客さまに行うものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。お客さまが、契約締結後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。</p>
<p>イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該更新後の契約期間のみを説明し、記載します。</p>	<p>イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約更新前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該更新後の契約期間のみを説明し、記載します。</p>
<p>(5) お客さまには、託送供給等約款等に「需要者」としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。</p>	<p>(5) お客さまには、託送供給等約款等に定める「需要者」としての義務および遵守事項につき遵守いただくものとします。</p>
<p>(6) 一般送配電事業者から給電指令が発せられたときは、お客さまにはこれに従っていただきます。</p>	<p>(6) 一般送配電事業者等から給電指令が発せられたときは、お客さまにはこれに従っていただきます。</p>
<p>3 定義</p>	<p>3 定義</p>
<p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p>	<p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p>
<p>(1) お客さま</p>	
<p>当社と需給契約(需給契約書および本約款を総称して「需給契約」といいます。)を締結し、需給契約および本約款に基づいて当社より電気の供給を受けるお客さまをいいます。</p>	
<p>(2) 需給契約書</p>	
<p>本約款に基づいて当社が電気を供給し、お客さまがこの供給を受けることを目的として、お客さまと当社との間で締結する「電気需給契約書」をいいます。</p>	
<p>(3) 契約負荷設備</p>	<p>(1) 契約負荷設備</p>

<p>契約上 お客さまが使用できる負荷設備をいいます。</p>	<p>お客さまが使用できる負荷設備をいいます。</p>
<p>(5) 一般送配電事業者</p>	<p>(3) 一般送配電事業者</p>
<p>お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法に定める一般送配電事業者をいいます。</p>	<p>お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。</p>
	<p>(4) 託送供給等約款</p>
	<p>接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項または同法第 27 条の 12 の 11 に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p>
<p>(1 1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>	
<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。</p>	
	<p>(1 3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>
	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定めるところによります。</p>
<p>(1 5) 需給地点</p>	<p>(14) 供給地点</p>
<p>電気の需給が行われる地点であって、需給契約書をもって定める地点をいいます。</p>	<p>当社がお客さまに電気の供給をするために、一般送配電事業者等から接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。</p>
<p>(1 6) 供給地点特定番号</p>	<p>(1 5) 供給地点特定番号</p>
<p>対象需給地点を特定するための識別番号をいいます。</p>	<p>対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。</p>
<p>(2 7) 燃料費等調整額</p>	<p>(2 6) 燃料費等調整額</p>

<p>燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて別紙1(燃料費等調整)に記載の方法により算出された値をいいます。</p>	<p>燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度および離島に対する電気の供給を本土なみの料金水準で行うための制度として、火力燃料費にかかる変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別表1(燃料費等調整)に記載の方法により算出された額をいいます。</p>
<p>(30)全量供給</p>	<p>(29)全量供給</p>
<p>全量供給とは、「当社から一需要場所に対して、引き込みを通じて全量供給される形態」をいいます。</p>	<p>当社から一需要場所に対して、1引き込みを通じて全量を供給される形態をいいます。</p>
	<p>(31)消費税等相当額</p>
	<p>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p>
<p>II 契約の締結</p>	<p>II 契約の締結</p>
<p>6 需給契約</p>	<p>6 需給契約の申込み・成立</p>
<p>(1) 新たに当社から電気の供給を受けることを希望してお客さまが当社に対し申込みをされ、当社がこれを承諾するときは、当社とお客さまとの間において需給契約を締結するものとし、需給契約書においては、原則として次の事項を定めるものとします。</p> <p>契約種別・供給電気方式・需給地点・需要場所・供給電圧・ 契約電力・供給開始日・契約使用期間・料金(基本料金・電力量料金)・料金の支払方法</p>	<p>(1) 需給契約の申込みは、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社の定める方法により行う必要があります。かかる方法によらない需給契約の申込みについて、当社は受け付けません。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>
	<p>(2) 当社は、以下の場合には、その申込みを承諾しないものとします。</p> <p>イ お客さまが本約款の内容に承諾していただけないとき。</p> <p>ロ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>(2) 需給契約は、お客さまと当社がともに需給契約書に記名捺印したときに成立いたします。</p>	<p>(3) お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。</p>

<p>(3) 契約期間は、需給契約書をもって定めるものといたします。</p>	<p>(4) 需給契約は、当社が、お客さまからの本条(1)の申込みを承諾したときに、需給契約書および本約款の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。</p>
<p>7 需要場所</p>	<p>7 需要場所</p>
<p>(1) 需給契約書において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を、1 建物をなすものは 1 建物を、1 需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した構造物をいいます。</p>	<p>(1) 当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を、1 建物をなすものは 1 建物を、1 需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した構造物をいいます。</p>
	<p>(3) 需要場所に関するその他の事項については、託送供給等約款等に定めるところによります。</p>
<p>9 供給の開始</p>	<p>9 供給の開始</p>
<p>(1) 供給開始日は、需給契約書をもって定めるものといたします。天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由により、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになったときは、当社は、お客さまにその理由をお知らせし、あらかじめお客さまとの協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者と協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>	<p>(1) 当社は、6(需給契約の申込み・成立)に定める承諾をしようとするときは、お客さま、一般送配電事業者等と協議のうえ供給開始日を定め、供給開始日から、需給契約に基づく電気の供給を開始します。当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由により、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらかじめお客さまおよび一般送配電事業者等と協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>
<p>(2) 当社は、お客さまとの需給契約成立後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p>	
<p>Ⅲ 契約種別および料金</p>	<p>Ⅲ 契約種別および料金</p>
<p>11 契約電力等</p>	<p>11 契約電力等</p>
<p>(2) 自家発補給電力について</p>	<p>(2) 自家発補給電力について</p>
<p>イ 契約電力は、当社とお客さまとの協議によって定めます。</p>	<p>イ 契約電力は、当社とお客さまとの協議を踏まえ、一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p>

<p>12 電気料金</p>	<p>12 電気料金</p>
<p>(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別紙 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別紙 1(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加算または減算したものといたします。</p>	<p>(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金には供給区域ごとの一般送配電事業者等が託送供給等約款に定める託送料金を含みます。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加算または減算したものといたします。</p>
<p>IV 料金の算定および支払い</p>	<p>IV 料金の算定および支払い</p>
<p>15 料金の算定および算定期間</p>	<p>15 料金の算定および算定期間</p>
	<p>(2) 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が計量計に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせした場合、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。</p>
<p>17 料金の支払義務および支払期日</p>	<p>17 料金の支払義務および支払期日</p>
<p>(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p>	<p>(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p>
<p>イ 計量日といたします。ただし、計量日が毎月初日以外の場合は、計量日の属する月の翌月 1日といたします。また、14(使用電力量の計量および検針)(2)の場合は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定められた日といたします。</p>	<p>イ 計量日といたします。ただし、14(使用電力量の計量および検針)(2)の場合は、お客さまと当社との協議によって定められた日といたします。</p>
<p>(3) 支払期日は、原則として請求対象月の翌月末日といたします。お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える場合は、支払義務発生日の属する月または翌月の料金収納代行会社の指定する日とします。</p>	<p>(3) 支払期日は、原則として請求対象月の翌月末日といたします。ただし、お客さまが 18(料金その他の費用の支払方法)(2)イにより支払われる場合は、支払義務発生日の翌月の料金収納代行会社の指定する日とします。</p>

<p>(5) 当社は、需給契約期間中、本条(1)に基づく当該お客さまの料金および本約款によつて支払いを要することとなった料金以外の工事費負担金その他の費用(以下単に「工事費負担金その他の費用」といいます。)にかかる債権を、需給契約書記載の譲受人(以下「譲受人」といいます。)に対して包括的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは当該料金債権(以下「譲渡対象債権」といいます。)の譲渡について、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。</p>	<p>(5) 当社は、需給契約期間中、需給契約に基づくお客さまの料金、当該料金以外の工事費負担金その他の費用(以下単に「工事費負担金その他の費用」といいます。)にかかる債権を、需給契約書記載の譲受人(以下「譲受人」といいます。)に対して包括的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは当該料金債権および工事費負担金その他の費用にかかる債権(以下あわせて「譲渡対象債権」といいます。)の譲渡について、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、本約款に定めのある事項のほか、譲受人の契約約款等に定めるところによります。</p>
<p>18 料金その他の費用の支払方法</p>	<p>18 料金その他の費用の支払方法</p>
<p>(1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次の定めにより支払っていただきます。</p>	<p>(1)料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次のいずれかの方法により支払っていただきます。</p>
<p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>	<p>イ お客さまの指定した金融機関等の口座から当社の金融機関等の口座へ毎月継続して振り替える方法</p>
<p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p>	<p>ロ 当社が指定した金融機関等の口座に毎月払い込む方法</p>
<p>(2)工事費負担金その他の費用については、その都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。</p>	<p>(2)工事費負担金その他の費用については、その都度、当社が指定した金融機関等の口座に払い込む方法により支払っていただきます。</p>
<p>20 延滞利息</p>	<p>20 延滞利息</p>
<p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式(消費税等の税率が 10%となった場合には 10/110 とする等、消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。)により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.6%の割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。</p>	<p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.6%の割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。</p>
<p>V 使用および供給</p>	<p>V 使用および供給</p>
<p>24 お客さまの協力</p>	<p>24 お客さまの協力</p>
<p>(1) 立ち入り業務への協力</p>	<p>(1) 立ち入り業務への協力</p>

<p>ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p>	<p>ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p>
<p>(5) お客さまの電気工作物の使用</p>	<p>(5) お客さまの電気工作物の使用</p>
	<p>(ハ)その他(イ)または(ロ)に準ずる設備</p>
<p>29 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p>	<p>29 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p>
<p>(2) 前項の場合には、あらかじめその旨を広告その他の方法によって、一般送配電事業者より、お客さまにお知らせがされます。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。</p>	
<p>VI 契約の変更および終了</p>	<p>VI 契約の期間、変更および終了</p>
	<p>32 契約期間</p>
	<p>契約期間は、以下によります。</p>
	<p>イ 契約期間は、供給開始日から 1 年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間とします。</p>
	<p>ロ 契約期間満了日の 3 カ月前までに当社に需給契約の終了の申し出また変更がない場合、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごと(お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間ごと)に同一条件で継続されるものとします。</p>
<p>35 解除等</p>	<p>36 解除等</p>
<p>(2) お客さまが、33(需給契約の終了)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものいたします。</p>	<p>(2) お客さまが、34(需給契約の終了)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものいたします。</p>
<p>(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の</p>	<p>(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債</p>

<p>債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除の15日前までに予告いたします。</p>	<p>務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除の15日前までに予告いたします。</p>
<p>へ 47(その他)(1)に定めるお客さまとの協議が全く整わなかった場合</p>	<p>へ 48(その他)(1)に定めるお客さまとの協議が整わなかった場合</p>
<p>(4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて何らの催告を要せず需給契約を解除することができるものといたします。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合、当社は解除日の15日前までにお客さまに通知いたします。</p>	<p>(4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて何らの催告を要せず需給契約を解除することができるものといたします。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合、当社は解除日の15日前までにお客さまに通知いたします。</p>
<p>ハ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算もしくは私的整理に入ったとき</p>	<p>ハ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったもしくはしようとしたとき、または清算もしくは私的整理に入ったもしくはしようとしたとき</p>
<p>IX その他</p>	<p>IX その他</p>
<p>48 その他</p>	<p>48 その他</p>
<p>(1) 制度および市場環境の変化について</p>	<p>(1) 制度および市場環境の変化について</p>
<p>一般送配電事業者等の託送供給等約款等の改定により、当社が料金の改定が必要とみとめた場合は、当社は、お客さまとその改定について協議の上、料金の改定ができるものとします。</p>	<p>一般送配電事業者等の託送供給等約款等が改定された場合(託送供給等約款に定める接続送電サービス料金等の料金が変更された場合を含むがこれに限られない。)、法令・条例・規則などが改正された場合、市場環境を含む電力調達環境の変動または経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が料金の改定が必要と認めた場合は、当社は、料金の改定ができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ変更後の料金およびその効力発生時期を当社が適切と考える方法により周知することとします。</p>
	<p>(4) 電力使用に伴う注意喚起</p>
	<p>お客さまは、当社の供給期間中のいずれの電力使用においても、お客さまおよび一般送配電事業者等の設備破損等の損害や火災が発生しないよう留意してご使用いただきます。</p>
<p>別紙 1(燃料費等調整)</p>	<p>別表 1(燃料費等調整)</p>

2 東北電力ネットワーク株式会社	
1. 燃料費等調整額の算定	
(1) 平均燃料価格	
α、βおよびγの値は以下のとおりとします。 α = 0.02 59 β = 0.2 563 γ = 0.8 915	
(4) 燃料費等調整単価の算定	
基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。	
基準燃料価格： 83,500 円	基準市場価格： 21 円 39 銭 離島基準価格： 79,300円
基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。	
1キロワット時につき： 18 銭 4 厘	
基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。	
1キロワット時につき： 14 銭 2 厘	
(5) 燃料費等調整単価の適用	
平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から	その年の請求対象月「9月」の期間

2 東北電力ネットワーク株式会社		
1. 燃料費等調整額の算定		
(1) 平均燃料価格		
α、βおよびγの値は以下のとおりとします。 α = 0.02 02 β = 0.2 699 γ = 0.8 714		
(4) 燃料費等調整単価の算定		
基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。		
基準燃料価格： 39,300 円	基準市場価格： 11 円 51 銭	離島基準価格： 79,300円
基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。		
1キロワット時につき： 17 銭 6 厘		
基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。		
1キロワット時につき： 12 銭 4 厘		
(5) 燃料費等調整単価の適用		
平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格 算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の請求対象月 「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の請求対象月 「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月 「8月」の期間
毎年4月1日から	毎年7月21日から	その年の請求対象月

6 月末日までの期間	
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

6 月末日までの期間	8 月 20 日までの期間	「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月末日までの期間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月 「5 月」の期間

3 東京電力パワーグリッド株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

α、β および γ の値は以下のとおりとします。

$$\alpha = 0.0030 \quad \beta = 0.3489 \quad \gamma = 0.7318$$

(2) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

3 東京電力パワーグリッド株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

α、β および γ の値は以下のとおりとします。

$$\alpha = 0.1173 \quad \beta = 0.0643 \quad \gamma = 1.1607$$

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D=各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E=各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\delta 1$ および $\delta 2$ の値は以下のとおりとします。

$$\delta 1 = 0.5425 \quad \delta 2 = 0.4575$$

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

$$\text{市場調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：49,800 円

基準市場価格：12 円 64 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：18 銭 5 厘

(2) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

基準燃料価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：35,600 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：25 銭 6 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：東京電力ホールディングス株式会社公表の基準市場単価(旧標準メニュー)に準ずる。

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の請求対象月 「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から	毎年 8 月 21 日から	翌年の請求対象月

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月末日までの期間	その年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 2 月末日までの期間	その年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「5 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 8 月 1 日から	その年の請求対象月「10 月」の期間

10 月末日までの期間	11月20日 までの期間	「 1 月」の期間
毎年9月1日から	毎年 9月21日 から	翌年の請求対象月
11 月末日までの期間	12月20日 までの期間	「 2 月」の期間
毎年10月1日から	毎年 10月21日 から	翌年の請求対象月
12 月末日までの期間	翌年の 1月20日 までの期間	「 3 月」の期間
毎年11月1日から	毎年 11月21日 から	翌年の請求対象月
翌年の 1 月末日までの期間	翌年の 2月20日 までの期間	「 4 月」の期間
毎年12月1日から	毎年 12月21日 から	翌年の請求対象月
翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 3月20日 までの期間	「 5 月」の期間

8 月末日までの期間	
毎年9月1日から	その年の請求対象月「 11 月」の期間
9 月末日までの期間	
毎年10月1日から	その年の請求対象月「 12 月」の期間
10 月末日までの期間	
毎年11月1日から	翌年の請求対象月「 1 月」の期間
11 月末日までの期間	
毎年12月1日から	翌年の請求対象月「 2 月」の期間
12 月末日までの期間	

4 中部電力パワーグリッド株式会社

4 中部電力パワーグリッド株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α および β の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.4381$ $\beta = 0.5545$

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.2845$ $\beta = 0.3302$ $\gamma = 0.3571$

(2) 平均市場価格

(2) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格とします。

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

また、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

$$\text{市場調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{卸市場率}$$

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格: 42,000 円

基準市場価格: 19 円 37 銭

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

$$\delta 1 = 0.8495 \quad \delta 2 = 0.1505$$

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び HH 価格調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場調整単価} + \text{HH 価格調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

$$\text{市場調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{調整係数}$$

$$\text{HH 価格調整単価} = (\text{基準 HH 単価} \times \text{HH 価格} \div 2.867 + \text{基準輸送関連単価})$$

$$\times \text{平均為替レート} \div 147.60 - \text{基準 HH} \cdot \text{輸送関連単価}$$

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格: 52,900 円

基準市場価格: 12 円 16 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき：19銭3厘

卸市場率は、以下のとおりとします。

10.3パーセント

(4) 燃料費等調整単価の適用

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき：9銭1厘

調整係数は、中部電力ミライズ株式会社が毎月公表する値に準じるものとし、上限値は以下のとおりとします。

上限値：0.493

HH価格は、New York Mercantile ExchangeのHenry Hub natural gas futuresにおける、当該月の1か月前における第3最終営業日の1MMBtuあたりのsettlement priceをいいます。

基準HH単価は、HH価格が2.867ドル変動した場合の値とし、また基準輸送関連単価は、平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

基準HH単価：23銭3厘

基準輸送関連単価：45銭2厘

平均為替レートは、貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨1ドルに対する日本国通貨(円)の換算値(以下「ドル換算レート」といいます。)をもとに、月次に算定した値とします。

基準HH・輸送関連単価は、基準HH単価および基準輸送関連単価の合計値といたします。

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格、各HH価格および各平均為替レート算定期間の平均為替レートによって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間、各HH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートに対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間、各HH価格、各平均為替レート算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 1月末日までの期間	毎年1月	毎年1月21日から 2月20日までの期間	その年の請求対象月「4月」の期間
毎年2月1日から 2月末日までの期間	毎年2月	毎年2月21日から 3月20日までの期間	その年の請求対象月「5月」の期間
毎年3月1日から 3月末日までの期間	毎年3月	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年4月1日から 4月末日までの期間	毎年4月	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年5月1日から 5月末日までの期間	毎年5月	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年6月1日から 6月末日までの期間	毎年6月	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年7月1日から 7月末日までの期間	毎年7月	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年8月1日から 8月末日までの期間	毎年8月	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間

毎年9月1日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

毎年9月1日から 9 月末日までの期間	毎年9月	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月 「 12 月」の期間
毎年10月1日から 10 月末日までの期間	毎年 10月	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の請求対象月 「 1 月」の期間
毎年11月1日から 11 月末日までの期間	毎年 11月	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の請求対象月 「 2 月」の期間
毎年12月1日から 12 月末日までの期間	毎年 12月	毎年12月21日から 翌年1月20日までの 期間	翌年の請求対象月 「 3 月」の期間

5 北陸電力ネットワーク株式会社

5 北陸電力ネットワーク株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

1. 燃料費等調整額の算定

(3) 燃料費等調整単価の算定

(3) 燃料費等調整単価の算定

基準燃料価格、基準市場価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格: 79,800 円
1 キロワット時あたりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合 基準市場価格: 8 円 00 銭
1 キロワット時あたりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合 基準市場価格: 32 円 00 銭

基準燃料価格、基準市場価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格: 79,800 円
1 キロワット時あたりの平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合 基準市場価格: 5 円 00 銭
1 キロワット時あたりの平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合 基準市場価格: 29 円 00 銭

(4) 燃料費等調整単価の適用

(4) 燃料費等調整単価の適用

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の請求対象月 「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月 「7月」の期間
毎年3月1日から	毎年7月21日から	その年の請求対象月

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年4月24日から 5月23日までの期間	その年の請求対象月 「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	毎年5月24日から 6月23日までの期間	その年の請求対象月 「7月」の期間
毎年3月1日から	毎年6月24日から	その年の請求対象月

5月末日までの期間	8月20日までの期間	「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の請求対象月 「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月 「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の請求対象月 「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の請求対象月 「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の請求対象月 「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の請求対象月 「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の請求対象月 「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の請求対象月 「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の請求対象月 「5月」の期間

5月末日までの期間	7月23日までの期間	「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	毎年7月24日から 8月23日までの期間	その年の請求対象月 「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	毎年8月24日から 9月23日までの期間	その年の請求対象月 「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	毎年9月24日から 10月23日までの期間	その年の請求対象月 「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年10月24日から 11月23日までの期間	その年の請求対象月 「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年11月24日から 12月23日までの期間	翌年の請求対象月 「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	毎年12月24日から 翌年の1月23日までの期間	翌年の請求対象月 「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	翌年の1月24日から 2月23日までの期間	翌年の請求対象月 「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の2月24日から 3月23日までの期間	翌年の請求対象月 「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の3月24日から 4月23日までの期間	翌年の請求対象月 「5月」の期間

6 関西電力送配電株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(4) 燃料費等調整単価の適用

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から	その年の請求対象月「7月」の期間

6 関西電力送配電株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(4) 燃料費等調整単価の適用

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格 算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の請求対象月 「6月」の期間
毎年2月1日から	毎年5月21日から	その年の請求対象月

4月末日までの期間	
毎年3月1日から 5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

4月末日までの期間	6月20日までの期間	「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月 「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の請求対象月 「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の請求対象月 「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月 「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の請求対象月 「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の請求対象月 「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の請求対象月 「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の請求対象月 「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の請求対象月 「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の請求対象月 「5月」の期間

付則

本約款は、**2025年7月1日**より適用する。
 2018年6月25日改定
 2019年4月1日改定
 2019年10月1日改定
 2020年4月1日改定(一般送配電事業の分社化に伴い改定)
 2020年11月1日改定
 2022年8月1日改定

付則

本約款は、**2026年4月1日**より適用する。
 2018年6月25日改定
 2019年4月1日改定
 2019年10月1日改定
 2020年4月1日改定(一般送配電事業の分社化に伴い改定)
 2020年11月1日改定
 2022年8月1日改定

2024年10月1日改定
2025年4月1日改定
2025年7月1日改定

2024年10月1日改定
2025年4月1日改定
2025年7月1日改定
2026年4月1日改定